［略］	［略］	［略］
第百十四条の四十二第三項	［略］	［略］
第百十四条の四十二第五項	又は転居したこと	、転居したこと又は氏名を変更したこと
	知事等	地方公共団体情報システム機構
［略］	［略］	［略］

2　［略］

（改正前国共済法による年金である給付等の受給権者の氏名変更の理由の届出）

第十八条の三　改正前国共済法による年金である給付又は旧国共済法による年金である給付（死亡を給付事由とするものに限る。以下この条において同じ。）の受給権者は、その氏名を変更した場合であって第十八条の規定により読み替えて適用するなおその効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十二第二項の規定による届出書の提出を要しないときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

二　年金証書の記号番号

三　氏名の変更の理由

四　その他必要な事項

2　連合会は、改正前国共済法による年金である給付又は旧国共済法による年金である給付の受給権者が正当な理由がなく、前項に規定する届出書を提出しないときは、当該届出書が提出されるまで当該年金である給付の支払を差し止めることができる。

（年金証書の再交付の申請の特例）

第二十三条の二　改正前国共済法による年金である給付又は旧国共済法による年金である給付の受給権者は、その氏名を変更した場合は、第十八条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十第一項の規定による申請書を連合会に提出することができる。

2　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

3　連合会は、第一項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の四十二第三項及び第五項	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の様式は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。